

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 有限会社ライフマリン
法人番号: 3250002011521
住 所: 山口県下関市伊崎町1丁目6番2号
- 指名停止措置期間: 令和3年9月21日から令和4年5月20日まで(8ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 全国
- 事実概要:

有限会社ライフマリンの代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である有限会社ライフマリンの代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第2号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1 略	略
(贈賄)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等	3ヵ月以上9ヶ月以内
ハ 使用人	2ヵ月以上6ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)